様式第２号(第５条関係)

入間市商工業振興助成金交付決定(却下)通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　申請者

　　　　　　　　　　様

入間市長

　　　　　　年　　月　　日付け申請のあつた　　　　　　　　事業について、次のとおり決定(却下)したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定額 | 入間市商工業振興条例  別表第１助成額に規定する額 |
| 交付の条件 |  |
| 却下の理由 |  |

　(教示)

1　この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。